

## システム障害等に係るコンティンジェンシー・プラン

2012年4月1日制定  
2016年4月1日改定  
2018年10月1日改定

一般社団法人日本卸電力取引所

日本卸電力取引所(以下、当所と言う)は、電力取引の重要性に鑑み、リスクが顕在化した場合においても、取引会員等への影響を最小化すべく、業務を可能な限り継続することを基本とする。このため当所はシステム基盤などの強化を行うとともに、市場関係者と連携して体制整備を進めている。その一環として、当該コンティンジェンシー・プランにより、当所システム及び関連する他のシステムにおける障害の発生により、当所における取引の全部または一部を継続することができず、又は継続することが適当でない判断される状況が発生した場合に備え、業務継続に関する基本的な対応方針を定める。

本プランは、システム障害に限らず、天災地変又は電力・通信網をはじめとする社会インフラの停止等、原因となる事象を問わず、当所市場における取引の全部または一部を継続することができず、又は継続することが適当でない判断される状況が発生した場合に適用する。(なお、本プランの内容については、事前の通知なく変更することがあります。)

### 1. 想定されるケースにおける対応策及び根拠規定

	障害発生箇所等	想定される障害ケース	当所の対応	考え方	根拠規定
1	当所の取引システム (非化石価値取引システムも含む)	(1)すべての商品において取引が困難となった場合 (2)一部の商品において取引が困難となった場合 (3)注文受付通知、注文取消通知又は約定通知等の通知ができなくなった場合 (4)当所の取引システムを通じ、相場情報の提供ができなくなった場合	(1)すべての商品の取引を停止または休止する。 (2)障害となった商品の取引を停止または休止する。 ・障害状況等が他の商品の取引にも影響するおそれがあると当所が認めたときは、他商品の取引業務の全部または一部を停止または休止することがある。 (3)(4)障害状況等を総合的に勘案し、当所が必要と認めたときは、取引業務の全部または一部を停止または休止することがある。	(1)(2)取引システムの障害等により、取引システムが稼動しなくなった場合は、取引システム以外の代替手段がないため。 (3)取引会員が取引状況を把握できないことにより、混乱を招くおそれがあるため。 (4)相場状況が十分に伝達されない中で取引が行われることにより、公正な価格形成が損なわれるおそれがあるため。	取引規程第7条第1項、第16条第5項、第32条第4項、第48条第3項、第64条第2項  非化石価値取引規程第13条第4項
2	取引会員の自社システム	市場取引参加者の自社システムに障害等が発生し、注文発注・約定確認が困難な場合	取引を継続する。	取引会員に取引機会を提供するため可能な限り取引の継続を図る。	
3	取引の履行に必要なシステム等(外部機関も含む)	(1)広域運営推進機関において重大なシステム障害、大規模災害などにより、当所取引に必要な業務が困難となった場合  (2)当所の清算システム及び決済に係る銀行において、システム障害、大規模災害などにより、決済業務が困難となった場合	(1)広域運営推進機関の定める方法で販売計画・調達計画に約定量を登録することが不可能となった場合には、取引業務の全部または一部を停止または休止する  (2)障害状況等を勘案し、やむを得ないと判断した場合は、売買代金等の授受の日時を変更することがある。 復旧に日数を要し、真にやむを得ないと判断した場合(代替手段による決済の継続が著しく困難と認められる場合等)は、取引業務の全部または一部を停止または休止することがある。	(1)約定した取引の受け渡しについて代替手段がないため  (2)未決済取引が累積することにより決済リスクが増加することを回避するため。	取引規程第16条第5項、第27条、第32条第4項、第48条第3項、第94条第1項  非化石価値取引規程第30条第1項
4	天災地変等	天災地変又は電力・通信等、社会インフラに起因したシステム障害等が発生した場合	上記1～3の扱いを準用する。		

### 2. システム障害等発生時における市場取引参加者等への通知・連絡体制

システム障害をはじめとする緊急事態発生時には、障害の状況及び今後の取扱いについて、取引会員等に対し、インターネット上のウェブサイト、一斉同報メールなどにより、その時点で利用可能な方法を用いて通知又は連絡する。(取引規程第93条第1項、非化石価値取引規程第29条第1項)。